
プロジェクト **国際的な税制改革に関する IAS 第 12 号の修正案への対応**

項目 **本日の検討事項**

本資料の目的

1. 本日の企業会計基準委員会（ASBJ）において審議頂く事項の概要についてご説明することを目的としている。

これまでの経緯

2. 国際会計基準審議会（IASB）は、2022 年 11 月のボード会議において、OECD の第 2 の柱モデルルールが IAS 第 12 号を適用する企業の法人所得税の会計処理に与える可能性のある影響（特に当該ルールの差し迫った適用に対応した基準設定プロジェクトに取り組むべきかどうか）を議論し、IAS 第 12 号を修正し、第 2 の柱モデルルールの適用から生じる繰延税金を会計処理する要求からの一時的な例外の導入と、追加的な開示を企業に要求すること等の暫定決定が行われた。
3. ASBJ では、2022 年 11 月の IASB ボード会議の議論の概要及び暫決決定並びに ASBJ 事務局の気付事項について、第 82 回税効果会計専門委員会（2022 年 12 月 19 日開催）、第 51 回 IFRS 適用課題対応専門委員会（2022 年 12 月 20 日開催）及び第 493 回企業会計基準委員会（2022 年 12 月 26 日開催）で審議を行っている。
4. IASB は 2023 年 1 月 9 日に公開草案「国際的な税制改革－第 2 の柱モデルルール（IAS 第 12 号の修正案）」（以下「本公開草案」という。）を公表した。本公開草案において提案されている IAS 第 12 号の修正案の内容は、2022 年 11 月のボード会議における暫定合意の内容と整合的なものとなっている。本公開草案のコメント期限は、2023 年 3 月 10 日とされている。

本日の検討事項

5. ASBJ 事務局は、OECD の第 2 の柱モデルルールが日本の IFRS 適用企業による法人所得税の会計処理に与える影響、並びに IASB によって提案されている IAS 第 12 号の修正及びその後の IASB による議論が日本基準の改正の要否に関する今後の検討に与え得る影響を考慮し、IAS 第 12 号の修正案に対するコメント・レターの提出に加えて、公式又は非公式な協議の機会における積極的な意見発信を行うことを予定している。

6. 本日は、国際的な意見発信の機会における ASBJ の意見発信案について検討を行う。

- IAS 第 12 号の修正案に対する国際的な意見発信（審議事項(1)-2）
- 聞かれた意見（第 82 回税効果会計専門委員会、第 51 回 IFRS 適用課題対応専門委員会、第 493 回企業会計基準委員会）（審議事項(1)-3）

以 上